

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<ul style="list-style-type: none">①予防接種法による予防接種の実施対象者把握②予防接種法による給付の支給に用いる公的給付支給等口座情報の取得③情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)第9条第1項・番号法別表第14の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表主務省令」という)第10条・番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>＜情報提供の根拠＞</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法別表第14の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 <p>＜情報照会の根拠＞</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法別表第14の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、27の項、28の項、29の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条・番号法第19条第8号に基づく主務省令第29条・番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条・番号法第19条第8号に基づく主務省令第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムへの予防接種データの提供を行う健康管理システムにおいて、予防接種データを入力する際、対象者等に誤りがないか、エラーリストを作成し、複数人で確認を行っている。 また、情報提供ネットワークシステムを用いて情報照会を行う際、事務担当職員だけでなく、別の職員とダブルチェックを行い、情報照会の対象者、照会先等に誤りが発生しないよう対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検	<input type="radio"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	担当部署②所属長	健康増進課長 宮崎 晃一	健康増進課長 上見 弘昭	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	連絡先	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	評価の対象の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数の見直しを行った結果、65歳以上の高齢者の人による
平成29年4月1日	いつ時点の計数か	平成27年4月1日現在	平成29年4月1日現在	事後	見直しによる
平成30年4月1日	連絡先	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日現在	平成30年4月1日現在	事後	見直しによる
平成30年5月21日	担当部署②所属長	健康増進課長 上見 弘昭	健康増進課長	事後	規則改正による
平成31年4月1日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	見直しによる
令和1年5月31日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7条及び別表第二	番号法第19条第7号及び別表第二	事後	見直しによる
令和1年5月31日	IVリスク対策	記載なし	IVリスク対策について記載	事後	規則改正による
令和2年6月18日	I ③システムの名称	総合行政システム(健康管理(母子保健)、死名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、	健康管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、	事前	システムの変更のため
令和2年6月18日	II 1. 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	見直しによる
令和3年8月2日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	事後	ワクチン接種記録システム(VERIS)の利用による追記
令和3年8月2日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム、総合宛名(連携)システム、中間サーバー、	ワクチン接種記録システム(VERIS)の利用による追記	事後	ワクチン接種記録システム(VERIS)の利用による追記
令和3年8月2日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症上の根拠)	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症上の根拠)	事後	ワクチン接種記録システム(VERIS)の利用による追記
令和3年8月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第7号(注)及び別表第一	事前	令和3年5月1日に施行される番号法の改正による補正
令和3年8月2日	II 8. 連絡先	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年8月2日	II 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	新型コロナウイルスワクチン接種事業での対象者が増えた。
令和3年8月2日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	2021/8/1	事後	見直しによる
令和3年8月2日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	2021/8/1	事後	見直しによる
令和3年8月2日	III しきい値判断	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しによる
令和3年8月2日	IV 1. 提出する特定個人情報提供評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	見直しによる
令和3年8月2日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[○]委託しない	[○]委託しない	事後	ワクチン接種記録システム(VERIS)の利用によるため
令和3年8月2日	IV 4. 特定個人における不必要な使用等のリスクへの対策は+/-	十分である	十分である	事後	見直しによる
令和3年8月2日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	ワクチン接種記録システム(VERIS)の利用によるため
令和3年8月2日	IV 6. 不正確な提供・移転が行われるリスクへの対策は+/-	十分である	十分である	事後	見直しによる
令和3年11月10日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	事前	令和4年6月のデータ標準化アドバイスによる新型コロナウイルス接種記録システムによる
令和3年11月10日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症上の根拠)	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)(以下、「番号法第9条第15号(注)」)	事後	番号法の改正による
令和3年11月10日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(注)及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二_16の2の「情報提供の根拠」	事後	番号法の改正による
令和3年11月10日	II 1. いつ時点の計数か	2021/8/1	2021/11/1	事後	見直しによる
令和3年11月10日	II 2. いつ時点の計数か	2021/8/1	2021/11/1	事後	見直しによる
令和4年9月22日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	事前	公的給付支給等口座登録簿の関係情報の情報連携の開始
令和4年9月22日	I 7. 請求先	富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	電話番号変更による
令和4年9月22日	I 8. 連絡先	富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	組織改編による
令和4年9月22日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しによる
令和4年9月22日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 1. ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理	事後	臨時接種の新型コロナワクチン接種の終了による
令和6年5月27日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法第9条第15号(注)」)	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法第9条第15号(注)」)	事後	番号法および主務省令の改正による
令和6年5月27日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第6号及び別表第二_16の2の「情報提供の根拠」	番号法第19条第8号	事後	番号法および主務省令の改正並びに主務省令の制定による
令和6年5月27日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和7年1月24日	II 1. いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和7年1月24日時点	事前	見直しによる
令和7年1月24日	II 2. いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和7年1月24日時点	事前	見直しによる
令和7年1月24日	IV 8. 判断の根拠	十分である	新様式への移行による	事前	新様式への移行による
令和7年1月24日	IV 9. 最も優先度が高いと選ばれる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	新様式への移行による